業　務　処　理　要　領

この要領は、北海道庁本庁舎等空調自動制御設備点検業務を円滑かつ効率的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

北海道庁本庁舎等の空調自動制御設備の点検（以下「業務」という）の実施にあたっては、契約書の定めるところによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

１　業務概要

（１）　業務名

北海道庁本庁舎等空調自動制御設備点検業務

（２）　対象建物

ア　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道庁本庁舎
イ　札幌市中央区北２条西６丁目　北海道議会庁舎
ウ　札幌市中央区北２条西６丁目　地下連絡通路
エ　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道庁別館西棟庁舎

（３）　機器仕様等

ア　メーカー：アズビル（株）
イ　制御機器駆動方式：電気式及び空気式
ウ　制御点数：5,212点
エ　監視システム：savic-net FX2（SAVICシステム）
オ　主な機能：機器状態監視及び発停、ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ(BMS)、電力ﾃﾞﾏﾝﾄﾞ制御等

２　点検機器数量及び項目並びに実施時期

（１）　点検機器数量及び項目

別紙１「対象設備表」及び別紙２「点検項目一覧表」のとおり

（２）　実施時期

ア　７月

本庁舎：空調機等廻り制御、部品取替（内容は別紙１のとおり）

イ　１１月

（ア）　本庁舎：大型熱交換器廻り制御及び中央監視システム
（イ）　議会庁舎：各機器廻り制御、部品取替（内容は別紙１のとおり）
（ウ）　地下連絡通路、別館西棟庁舎：空調機等廻り制御

ウ　３月

（ア）　本庁舎：空気源装置
（イ）　議会庁舎：新エネルギー設備廻り制御

エ　常時

（ア）　故障等に対し即座に対応できる体制を常時保つこと。
（イ）　保守点検に伴う軽微な部品及び消耗部品等の取替を実施すること。ただし、判断し難い場合は、業務担当員と協議し方針を決定する。

※１　実施時期は目安である。
※２　災害、定期停電等の保守点検及び庁舎内行事等、何らかの影響により調整がつかず、上記の実施時期の間で点検が不可能な場合は、委託者と受託者で協議の上、変更することができるものとする。

３　技術者の専任

契約書第５条のとおり、業務の処理について、委託者と必要な連絡の実施、点検従事者への監督及び指導を行う業務処理責任者（管理技術者）、その補佐を行う主任技術者をそれぞれ定め、業務処理責任者（管理技術者）等選定通知書により通知すること。

なお、業務処理責任者（管理技術者）は、自動制御設備及び建築設備に熟知する者として一級計装士を所持する者を選任すること。

４　書類の提出

次に示す時期に書類を提出すること。

（１）　契約締結後（速やかに）

ア　業務処理責任者（管理技術者）等選定通知書
イ　一級計装士資格免状の写し

（２） 各月点検終了後

ア　点検結果報告書（任意の様式）

※　不良箇所があった場合は、改善方法を明記すること。

イ　改善に要する見積書（必要に応じて）

５　使用器具及び消耗品等

点検に必要な器具及び消耗品等は一切受託者の負担とし、機器に損傷等を与えるおそれのあるものを使用しないこと。

６　その他

（１） 契約書及び本要領に定めのない事項について業務上疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（２） 高所での作業を行う場合があることから、安全衛生の管理を十分に行うこと。

（３） 機器等の故障時の対応及び災害時の復旧等、当該設備を良好な状態に保つために即座の対応を行うこと。